

別表(第3条・第4条関係)

学区外・区域外就学の許可基準

事由	基準	期間	添付書類
1. 家庭環境	(1) 保護者が就労により、児童の帰宅後、面倒をみる者がいない場合 (2) 保護者が、疾病や看護・介護により児童の面倒をみるできない場合	○ 卒業までとすることができる ○ 就労状況等により、条件を満たさなくなった時は学年末までとする	(1)保護者の就業証明書 (2)児童を預かる者の承諾書 (3)医師の診断書等
2. 転居予定	(1) 住宅等の新築により転居が予定されている場合で、入学時から転居予定地の学区等の学校に就学を希望する場合 (2) 児童、生徒が転居により指定校が変更になり、保護者から引き続き就学させたい旨の申請があった場合	○ 転居まで(概ね1年以内) ○ 通学に支障のない場合に限り卒業までとすることができる	(1)建築確認書の写し
3. 身体的理由	心身の障害等の理由により指定校への就学が困難な場合	○ 必要と認められる期間	(1)医師の診断書等の写し
4. 部活動	◎ 中学校のみ 転入直前に在籍した中学校で継続的に行っていた部活動(新入学の場合、少なくとも小学校5年生から継続的に行っている場合)が、指定された中学校になく、近隣の中学校で実施しており、その部活動に入部することを前提として、その部活動のある近隣中学校進学を希望する場合。	○ 卒業まで	(1)継続的に部活動を行っていたことを証明する書類
5. 特殊事情	(1) いじめや学校生活への不適応など、他の学校での就学を希望する場合 (2) 家庭の特殊事情(家庭不和、別居、サラ金からの逃避等)による住所が不安定な場合 (3) 兄弟姉妹が指定校の変更を受けて希望校に在籍している場合	○ 事由が消滅するまでの期間	(1)学校長の意見書 (2)住所・氏名・生年月日が確認できる書類(住民票、健康保険証の写し、民生委員の(居住)確認書等
6. その他	その他教育長が必要と認める場合	○ 必要な期間	(1)教育委員会が必要とする書類
※ 通学を希望する学校が施設等で受け入れが困難とならない場合に限り上記の基準により許可する。 ※ 通学に関する一切の一切の責任は、保護者が負うものとする。			※ 上記以外に学区外又は区域外就学申請書